

令和7年第1回せたな町議会臨時会

令和7年1月20日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 令和6年度せたな町一般会計補正予算（第8号）

○出席議員（12名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 石 原 広 務 君 | 2 番 梶 田 道 廣 君 |
| 3 番 藤 谷 容 子 君 | 4 番 福 嶋 豊 君 |
| 5 番 横 山 一 康 君 | 6 番 本 多 浩 君 |
| 7 番 真 柄 克 紀 君 | 8 番 熊 野 主 税 君 |
| 9 番 吉 田 実 君 | 10 番 大 湯 圓 郷 君 |
| 11 番 菅 原 義 幸 君 | 12 番 平 澤 等 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 高 橋 貞 光 君

1. 町長、選挙管理委員会委員長の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	高 橋 純 君
まちづくり推進課長	阪 井 世 紀 君
財 政 課 長	佐 藤 英 美 君
保 健 福 祉 課 長	増 田 和 彦 君
まちづくり推進課長補佐	奥 村 大 樹 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	水 野 万 寿 夫 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	栗 谷 一 樹 君
まちづくり推進課主幹	稲 船 洋 志 君
商工労働観光係長	山 崎 英 人 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	上	野	朋	広	君
次			長	松	原	孝	樹	君
主			事	神	野	翔	亜	君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

全員が出席しております。定足数に達していますので令和 7 年第 1 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 7 番、真柄克紀議員、8 番、熊野主税議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（平澤 等君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第 4 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは職員の酒気帯び運転について行政報告をさせていただきます。令和 6 年 12 月 28 日午前 0 時 45 分頃、町職員が酒気帯び運転によりせたな警察署に検挙されました。当該職員は、町内の飲食店で飲酒し、徒歩で自宅に帰宅したあと自家用車を運転し検挙されたものであります。日頃から職員に対して、交通事故違反等について注意するよう徹

底して指導しているところではありますが、このような事案が発生したことは、公務員としての自覚欠如であり誠に遺憾であります。今後、行政処分、刑事処分が確定後、町として処分をしてまいります。そのあとまた改めて議会へ報告をさせていただきます。

このたびこのような事案が発生したことに対し深くお詫びを申し上げます。

申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） これで行政報告を終わります。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議事進行に関する発言をさせていただきたいと思います。ご承知のように行政報告に対する質疑はルール上できないことになっております。私はただいまの行政報告に対する若干の質疑を行いたいと思いますので、本日午後の政策審査特別委員会の開会時間を繰下げて、午後1時半から第1回全員協議会を開催することを要求いたしたいと思います。全員協議会の招集権は議長にございますし、特別委員会の委員長でもありますから議長の決断を求めたいと思います。即答というのは無理でしょうから速やかにご判断を希望いたします。

以上であります。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原委員から議事進行発言ございました。このことについて今お聞きした話でございますので、事務局長と打合せしてのちに相談いたしたいとこのように考えてございますので、よろしく願いいたします。

◎日程第5 議案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第5、議案第1号令和6年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億3,558万9,000円を追加し、補正後の予算総額を99億8,278万3,000円とするものでございます。

その内容でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る経費の追加について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、繰越明許費の設定1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでははじめに議案の3ページでございます。第2表繰越明許

費補正でございます。２款総務費、１項総務管理費、住民税非課税世帯給付金事業４，９７０万５，０００円は、年度内に事業の完了が見込めないことから翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

それでは議案の６ページの歳出から説明いたします。２款総務費、１項総務管理費、１７目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費令和６年度分１億３，５５８万９，０００円の追加は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業補助金を活用し、住民税非課税世帯給付金事業及び生活応援商品券発行事業、介護障害施設等物価高騰対応、支援金支給事業を実施するため必要な経費を補正するものでございます。住民税非課税世帯給付金事業での主なものは、１８節負担金補助及び交付金、物価高騰重点対策世帯支援給付金で４，８２０万円の追加で、住民税非課税世帯に３万円、住民税非課税世帯のうち子育て世帯に子供１人あたり２万円を加算し給付するものでございます。次に生活応援商品券発行事業の主なものは、１０節需用費の消耗品費で６，８００万円の追加は、商品券を購入し町民１人あたり１万円の商品券を配布するものでございます。介護障害施設等物価高騰対策支援金支給事業の主なものは、１８節負担金補助及び交付金、介護障害施設等物価高騰対策支援金１，５３９万円の追加で物価高騰により影響を受けている介護障害施設等へ支援するものでございます。

これらに係る歳入でございますが５ページでございます。１０款１項１目共に地方交付税４，０１９万３，０００円の追加は財源調整でございます。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金９，５３９万６，０００円の追加は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業補助金でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○１番（石原広務君） 確認させていただきたいんですけど、今財政課長のほうから詳細なご説明がありましたが、この配付された資料の中で口頭説明のみであって、そういった詳細が記されていないと思われるんですが、私は総務厚生常任委員会の委員なんで既に常任委員会の中では今手元にもありますし資料配付されてるんです。こういったことで扱いとしてどうなのかということ、問い合わせさせていただきたいと思います。確認させてください。

○議長（平澤 等君） わかりました。ただいま石原議員の発言については、総務委員会ではこの内容を詳細について報告されているけどというふうなことで、今臨時会の中で総務常任委員会以外の方については、この資料が出されていないので皆さんにお示ししたほうがよろしいんじゃないかということですね。

石原議員。

○１番（石原広務君） 例えば、私はこういった方向になるよと数人の町民の方にはお伝えしたんですが、我が町は商品券ですけど住民あたり１万円こういう方向で今協議されていますという趣旨のお伝えの仕方というか、そういうことは既に実はしているんです。そういったこと

も、せっかくなんでそういったことがきちんと口頭ではなくて資料として目に見えるような形で段取りできないものなのかなというふうな感覚を持ったので、今確認させていただいているところです。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 石原議員の発言に対する関連であります。私も議案書は勉強してまいりました。議案書の限りで。ただ今朝、机上の資料を見ますと、総務厚生常任委員会所管事務調査資料というのがございますから、これどうでしょうまちづくり推進課からこの場で説明を願うということで、その説明を受けたあと質疑に入るという運びでどうですか。議長において検討願います。

○議長（平澤 等君） ただいま菅原議員からこの総務委員会に使われた詳細についての資料がございますので、この内容説明を受けたあとで質疑に入ったほうがいかかかというような発言ございましたので、その発言を認めたいと思います。

町側から説明お願いいたします。

稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君） それでは1月15日に開催しました総務厚生常任委員会所管事務調査の資料に基づきまして事業の内容について説明させていただきます。

まず資料は1ページをご覧ください。こちらは国の令和6年度の補正予算で措置いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関しました事業になっております。

資料の2事業内容というところですが、まずここが1点目、低所得世帯支援枠分としまして、物価高騰重点対策世帯支援事業としまして住民税非課税世帯に対しまして、1世帯あたり3万円の給付、そしてその世帯が子育て世帯であった場合、子供1人あたり2万円の給付ということでこちらの事業費につきまして4,970万5,000円計上しております。

次に（2）のほうの推奨事業メニュー分でございますが、①生活応援商品券発行事業、こちらは町民1人あたり1万円の商品券を給付するものでございます。その予算が7,049万4,000円。②の介護、障がい施設等物価高騰対策支援金支給事業、こちらが1,539万円となりまして、推奨事業メニュー分の合計が8,588万4,000円となっております。交付限度額につきましては記載のとおりとなっております。

資料2ページをご覧ください。こちらでは生活応援商品券発行事業についての詳細を記載しております。事業の目的、効果2番目から説明いたします。住民1人あたり1万円分の生活応援商品券を配布して、生活者の負担軽減を図るとともに町内循環型の経済対策を目的といたします。事業費の内訳ですが、普通旅費7,000円、消耗品費6,800万円、印刷製本費6万3,000円、通信運搬費201万6,000円、手数料40万8,000円で、こちら事業費の合計が7,049万4,000円となっております。こちらの財源内訳としましては、国の補助金であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらが3,030万1,000円、一般財源が4,019万3,000円となっております。支給対象の基準日等でございますが、令和7年2月1日現在で住民基本台帳に登録されてる方に対して給付を行います。

商品券の使用期間についてですが、令和7年2月1日から令和7年7月31日までの6カ月間となっております。

続きまして資料は3ページになります。こちらは介護障害施設等物価高騰対策支援金支給事業についてでございます。支援金の額でございますが、居宅サービスの訪問系、相談系、こちらにつきましましては45万円、通所サービス、日中活動系サービスにつきましましては2万2,500円掛ける定員数、入所居住系サービスにつきましましては4万5,000円掛ける定員数となっております。支給対象の事業所につきましましては、町内の指定介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所となっております。支給要件につきましましては、基準日であります令和7年1月1日現在において指定を受けている介護もしくは障がい福祉サービス事業所等であり開設をしていること。もう1点が申請日時点において廃止及び休止していないこととなっております。申請につきましましては、支給対象事業所に対しまして交付申請書を送付いたしますので、そちらが届きましたら内容確認の上保健福祉課まで提出していただくという形になっております。申請の受付期間につきましましては令和7年1月27日から2月15日までとなっております。財源内訳につきましましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,539万円、全額国費で対応してまいります。

次のページ以降につきましましては、国の今回の補正の事業に関する説明の資料の参考に付けております。こちらの説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） ただいままちづくり推進課、稲船主幹より詳細について説明がございました。改めて今回のこの議案についての質疑を許します。

梶田議員。

○2番（梶田道廣君） よその町でもされていることですので、私も何人かの方に聞かれてお答えしてるんですけども確認という意味でお尋ねしたいと思います。この商品券につきましましては、非課税世帯関係なく町民1人に対して1万円の商品券ということで理解してよろしいのかなと思うんですけども、この資料の1ページになるんですけども、この低所得者世帯、これは1世帯3万円、それで例えば低所得者の世帯に子供さんが3人いたら、3人分で6万円プラス3万円プラス商品券が両親で5人いたら5万円と全部加算された総額という形で理解してよろしかったですか。

○議長（平澤 等君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問ですが、梶田議員おっしゃるとおりのことで世帯3万円、お子さんがいたらそれぞれの掛ける人数、そして商品券が1人あたり1万円ということでもらえるということでご理解のほうでよろしいかと思ひます。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

石原議員。

○1番（石原広務君） 常任委員会で聞き漏れてたのでこの場で確認させください。支援金の

額、ここに居宅サービスとあって、その下支給対象事業所、これが指定介護サービス事業所と指定障がい福祉サービス事業所、それぞれの件数、参考までにお伝えいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 水野課長補佐。

○保健福祉課長補佐（水野万寿夫君） 支給対象事業所数につきましては、介護事業所が20事業所、障がい事業所が3事業所、合わせて23事業所となっております。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 今の資料の2ページ目の財源内訳なんですけれども、これの一般財源となっている部分がどうして一般財源なのかな、ちょっとわからないので教えてください。

○議長（平澤 等君） 稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君） 藤谷議員の質問にお答えします。資料の1ページご覧いただいてもよろしいですか。資料の1ページの3番目に交付限度額がございまして、低所得世帯の支援枠分と推奨事業メニュー分としまして、今おっしゃってところが推奨事業メニュー分となります。こちらの交付限度額が4,569万1,000円で、これから介護事業所にかかる分の経費1,539万円を控除した残りの分が3,030万1,000円というふうになります。それに対しましてこの生活応援商品券の発行事業が7,049万4,000円かかりますので、残りの部分を一般財源で対応してこの事業を行っていくという形で整理されてます。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） わかりました。限度額を超える事業だということに全体がなってるということでもよくわかりました。もう一つ質問なんですけれども、この商品券というのは商工会に入っていない事業所でも使えるような商品券なんでしょうか。

○議長（平澤 等君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 過去に、令和5年、それから令和4年度にもこの事業を実施しておりますが、基本は商工会の商品券を町が購入して配布するという形になりますので、商工会に加盟している事業所でしか使えないという形になります。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） 以上で今臨時会に付議された案件の審議は終了いたしましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（平澤 等君） これをもって、令和7年第1回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年2月12日

議 長 平 澤 等

署名議員 真 柄 克 紀

署名議員 熊 野 主 税